

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉県知事

## 公表日

令和3年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の公費負担を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(申請に係る事実についての審査等を含む) ②医療費支給認定の変更・取消しに関する事務
③システムの名称	小児慢性特定疾病医療費システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 7項 ・番号法別表第一主務省令 第7条1号から5号まで、9号、10号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1.情報提供 ・番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二主務省令 第19条第1号二、2号から6号まで 第30条第3号ロ 第44条第1号二、2号から6号まで 2.情報照会 ・番号法第19条第8号 別表第二 9の項 ・番号法別表第二主務省令 第8条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎11階 千葉県健康福祉部疾病対策課 難病審査班 043-223-2575

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月15日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 2. 事務の概要	①小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 ②医療費支給認定の変更に関する事務	①小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(申請に係る事実についての審査等を含む) ②医療費支給認定の変更・取消しに関する事務	事後	主務省令の改正
平成28年12月15日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第一主務省令 第7条2号、3号	・番号法別表第一主務省令 第7条1号から5号、9号、10号	事後	主務省令の改正
平成28年12月15日	I. 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	千葉県健康福祉部児童家庭課	千葉県健康福祉部疾病対策課	事後	事務の移管による
平成28年12月15日	I. 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①所長	児童家庭課 根本 正一	疾病対策課 松本 正敏	事後	事務の移管による
平成28年12月15日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整班 043-223-4629	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部政策法務課相談調整班 043-223-4629	事後	組織改編
平成28年12月15日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎13階 千葉県健康福祉部児童家庭課 母子保健班 043-223-2332	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎11階 千葉県健康福祉部疾病対策課 難病審査班 043-223-2575	事後	事務の移管による
平成28年12月15日	II. しいき監判断項目 1. 対象人数 ○いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年12月15日	II. しいき監判断項目 2. 取扱者数 ○いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年9月29日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報提供 ・番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二主務省令 第19条1号二、2号から5号まで 第44条1号二、2号から5号まで 2.情報照会 ・番号法第19条第7号 別表第二 9の項 ・番号法別表第二主務省令 第8条各号 ※別表第二の56の2の項の当該事務に係る主務省令は未制定	1.情報提供 ・番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二主務省令 第19条1号二、2号から6号まで 第30条第1項第2号 第44条1号二、2号から6号まで 2.情報照会 ・番号法第19条第7号 別表第二 9の項 ・番号法別表第二主務省令 第8条各号	事後	時点修正
平成29年9月29日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部政策法務課相談調整班 043-223-4629	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629	事後	組織改編
令和1年6月28日	I. 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①所長	疾病対策課 松本 正敏	疾病対策課長	事後	組織改編
令和1年6月28日	II. しいき監判断項目 1. 対象人数 ○いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II. しいき監判断項目 2. 取扱者数 ○いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IV. リスク対策		項目の追加	事後	様式変更
令和2年12月7日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 7項 ・番号法別表第一主務省令 第7条1号から5号、9号、10号	・番号法第9条第1項 別表第一 7項 ・番号法別表第一主務省令 第7条1号から5号まで、9号、10号	事後	根拠表記の修正
令和2年12月7日	II. しいき監判断項目 1. 対象人数 ○いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月7日	II. しいき監判断項目 2. 取扱者数 ○いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年10月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム ②法令上の根拠 番号法別表第二主務省令	第30条第2号	第30条第3号口	事後	番号法改正による条項ずれ
令和3年10月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム ②法令上の根拠 1.情報提供	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号法改正による条項ずれ
令和3年10月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム ②法令上の根拠 2.情報照会	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号法改正による条項ずれ